

第420回南国市議会定例会会議録

第7日 令和3年3月22日 月曜日

出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	5番 植田 豊
6番 西本 良平	7番 浜田 憲雄
9番 岩松 永治	10番 西川 潔
11番 土居 恒夫	12番 有沢 芳郎
13番 中山 研心	14番 前田 学浩
15番 村田 敦子	16番 岡崎 純男
17番 野村 新作	18番 浜田 和子
19番 土居 篤男	20番 福田 佐和子
21番 今西 忠良	

＊

欠席議員

4番 神崎 隆代

＊

出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
副市長 三木 敏生	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島 章
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
情報政策課長 竹村 亜希子	危機管理課長 山田 恭輔
税務課長 高野 正和	市民課長 崎山 雅子
子育て支援課長 溝渕 浩芳	長寿支援課長 島本 佳枝
保健福祉センター 所長 土橋 愛	環境課長 谷合成 章
農林水産課長 古田 修章	農地整備課長 田所 卓也
商工観光課長 長野 洋高	建設課長 濱田 秀志
地籍調査課長 横山 聖二	都市整備課長 若枝 実
住宅課長 山崎 伸二	上下水道局長 橋詰 徳幸

會計管理者兼 参事兼會計課長	秋 田 節 夫	福祉事務所長	池 本 滋 郎
教 育 長	竹 内 信 人	教育次長兼 学校教育課長	伊 藤 和 幸
生涯学習課長	中 村 俊 一	監 査 委 員 長	天 羽 庸 泰
農 業 委 員 会 事 務 局 長	弘 田 明 平	消 防 長	小 松 和 英

—————

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	公 文 知 子	次 長	野 口 裕 介
書 記	門 脇 智 哉		

—————

議事日程

令和3年3月22日 月曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和2年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 令和2年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
- 第3 議案第3号 令和2年度南国市土地取得事業特別会計補正予算
- 第4 議案第4号 令和2年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第5 議案第5号 令和2年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第6 議案第6号 令和2年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第7 議案第7号 令和2年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第8 議案第8号 令和2年度南国市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第9号 令和2年度南国市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第10号 令和3年度南国市一般会計予算
- 第11 議案第11号 令和3年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第12 議案第12号 令和3年度南国市土地取得事業特別会計予算
- 第13 議案第13号 令和3年度南国市農業集落排水事業特別会計予算
- 第14 議案第14号 令和3年度南国市国民健康保険特別会計予算
- 第15 議案第15号 令和3年度南国市介護保険特別会計予算
- 第16 議案第16号 令和3年度南国市企業団地造成事業特別会計予算
- 第17 議案第17号 令和3年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算
- 第18 議案第18号 令和3年度南国市水道事業会計予算

- 第19 議案第19号 令和3年度南国市下水道事業会計予算
- 第20 議案第20号 南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第21号 南国市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第22号 南国市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第23号 南国市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第24号 南国市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第25号 南国市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第26号 南国市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第27 議案第27号 南国市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 第28 議案第28号 南国市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第29 議案第29号 南国市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第30 議案第30号 南国市立スポーツ施設の指定管理者の指定について
- 第31 議案第31号 市道の廃止について
- 第32 議案第32号 市道の認定について
- 第33 議案第33号 普通財産の無償貸付けについて
- 第34 議案第34号 普通財産の無償貸付けについて
- 第35 議案第35号 (仮称)南国日章工業団地の共同開発に係る団地整備業務(その2)委託契約の変更について
- 第36 議案第36号 災害対応特殊救急自動車購入契約の締結について
- 第37 議案第37号 南国市指定金融機関の指定の変更について
- 第38 議案第38号 上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画(第4次変更)について
- 第39 議案第41号 長岡西部保育所新築及び解体工事請負契約の締結について
- 第40 議案第42号 調停について
- 第41 承認要求書

第42 議員派遣の件

-----*

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第42まで

-----*

午前10時2分 開議

○議長（土居恒夫） これより本日の会議を開きます。

-----*

議案第1号から議案第38号まで、議案第41号、議案第42号

○議長（土居恒夫） この際、議案第1号から議案第38号まで及び議案第41号、議案第42号、以上40件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長西山明彦議員。

-----*

令和3年3月18日

南国市議会議長 土 居 恒 夫 様

総務常任委員長

西 山 明 彦

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第 1 号	令和2年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳入の部 歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

	第2条繰越明許費の補正 第3条債務負担行為の補正 第4条地方債の補正		
第3号	令和2年度南国市土地取得事業特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	適当と認める
第10号	令和3年度南国市一般会計予算 第1条歳入歳出予算 歳入の部 歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費 第12款公債費 第13款予備費 第2条債務負担行為 第3条地方債 第4条一時借入金 第5条歳出予算の流用	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第12号	令和3年度南国市土地取得事業特別会計予算	原案を可決すべきもの	適当と認める
第28号	南国市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第29号	南国市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第36号	災害対応特殊救急自動車購入契約の締結について	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第37号	南国市指定金融機関の指定の変更について	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第38号	上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第4次変更）について	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第41号	長岡西部保育所新築及び解体工事請負契約の締結について	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第42号	調停について	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める

〔3番 西山明彦議員登壇〕

○3番（西山明彦） おはようございます。総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第3号、議案第10号、議案第12号、議案第28号、議案第29号、議案第36号から議案第38号まで、議案第41号、議案第42号の11件であります。去る18日に委員会を開催し、執行部から副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告申し上げます。

まず、議案第1号令和2年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正中、歳入の部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款消防費、第2条繰越明許費の補正、第3条債務負担行為の補正、第4条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は、5億1,576万1,000円の減額計上であります。その所要一般財源は1億7,679万8,000円の減額であり、株式等譲渡所得割交付金及び減収補填債等1億9,340万5,000円を増額計上し、市たばこ税及び財政調整基金繰入金等3億7,020万3,000円を減額計上するものです。

主な歳出は、総務費関係では、交通関係事業費2,006万9,000円を増額計上するものであります。

繰越明許費につきましては、国の補正予算等により37事業で総額9億2,330万2,000円を追加計上し、4事業を変更しております。

債務負担行為につきましては、東京2020オリンピック聖火リレー警備業務委託448万8,000円、GIGAスクール構想に係る授業支援ソフト使用料673万2,000円及び市立スポーツセンター等管理運営業務委託1億3,663万6,000円を追加しております。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号令和2年度南国市土地取得事業特別会計補正予算につきましては、歳入で財産収入9万4,000円を減額計上し、歳出で土地取得事業費9万4,000円を減額計上するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号令和3年度南国市一般会計予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算中、歳入の部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款消防費、第12款公債費、第13款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用

についてであります。

予算の総額は238億3,000万円で、前年度当初予算と比べ2.1%の増額予算となっております。一般財源総額は127億6,375万5,000円で、前年度に比べ2.1%の増となっております。

主な歳出として、総務費関係では、ふるさと応援基金積立金4億円、電子自治体推進事業費2億9,924万4,000円及び退職手当2億5,592万7,000円を計上し、消防費関係では、消防施設費8,518万1,000円及び住宅耐震対策促進事業費7,479万2,000円を計上しております。

また、公債費は、元利償還金20億3,087万3,000円を計上し、債務負担行為として、共同利用型住民情報システム構築業務委託8,993万6,000円、一般廃棄物処理事業に係る業務委託1億4,084万9,000円及び瓶岩地区橋梁建築工事2億2,600万円を計上しております。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号令和3年度南国市土地取得事業特別会計予算につきましては、予算総額が歳入歳出それぞれ3,547万1,000円で前年度に比べ1億156万8,000円の減額予算となっており、歳入では、財産収入10万円及び繰越金3,537万1,000円を計上し、歳出では、土地取得事業費547万1,000円及び予備費3,000万円を計上するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号南国市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために行われる措置に係る防疫作業等に従事した者に対し、防疫手当及び救急出動手当の特例を創設するため、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号南国市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、任命権者等の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人等の職員となるため退職し、当該法人等の職員として在職した後、引き続いて再び職員となった者の「職員としての引き続いた在職期間」の計算について、国家公務員に準じた規定を新設すること等から、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号災害対応特殊救急自動車購入契約の締結についてにつきましては、南国市消防署の災害対応特殊救急自動車を購入するに当たり、1月29日に見積競争を実施した結果を受けて、契約の締結について議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号南国市指定金融機関の指定の変更についてにつきましては、高知県信用農業協同組合連合会が、6月30日をもって本市の指定金融機関を辞退することから、7月1日以

後の指定金融機関として、高知県農業協同組合を指定したく、議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第4次変更）についてにつきましては、既存計画事業の事業費の見直しを行うとともに、新たに外山地区飲料水供給施設の整備を行うため、計画を変更するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号長岡西部保育所新築及び解体工事請負契約の締結についてにつきましては、長岡西部保育所の建て替え工事に当たり、3月1日に一般競争入札を実施した結果を受けて、契約の締結について議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第42号調停についてにつきましては、高知家庭裁判所に調停の申立てをしておりました本案件につきまして、同裁判所から提示された調停条項案により調停を成立させたく、議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（土居恒夫） 産業建設常任委員長西本良平議員。

—————*—————

令和3年3月18日

南国市議会議長 土 居 恒 夫 様

産業建設常任委員長

西 本 良 平

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第 1 号	令和 2 年度南国市一般会計補正予算 第 1 条歳入歳出予算の補正 歳出第 6 款農林水産業費 第 7 款商工費 第 8 款 土木費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 2 号	令和 2 年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補 正予算	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 4 号	令和 2 年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 8 号	令和 2 年度南国市水道事業会計補正予算 (第 2 号)	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 9 号	令和 2 年度南国市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 1 0 号	令和 3 年度南国市一般会計予算 第 1 条歳入歳出予算 歳出第 5 款労働費 第 6 款農林水産業費 第 7 款 商工費 第 8 款土木費 第 11 款災害復旧費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 1 1 号	令和 3 年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計予 算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 1 3 号	令和 3 年度南国市農業集落排水事業特別会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 1 6 号	令和 3 年度南国市企業団地造成事業特別会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 1 8 号	令和 3 年度南国市水道事業会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 1 9 号	令和 3 年度南国市下水道事業会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 2 6 号	南国市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正す	原案を可決	適当と認める

	る条例	すべきもの	
第27号	南国市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第31号	市道の廃止について	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第32号	市道の認定について	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第33号	普通財産の無償貸付けについて	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第34号	普通財産の無償貸付けについて	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第35号	(仮称) 南国日章工業団地の共同開発に係る団地整備 業務(その2) 委託契約の変更について	原案を可決 すべきもの	適当と認める

*

〔6番 西本良平議員登壇〕

○6番(西本良平) おはようございます。産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号、2号、4号、8号から11号まで、13号、16号、18号、19号、26号、27号、31号から35号までの以上18件であります。去る18日に委員会を開催し、関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和2年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費について、歳出の主なものとして、農林水産業費関係では、農業振興育成補助金等事業費6,289万5,000円を減額計上し、土木費関係では、国の補正予算に伴い社会資本整備総合交付金事業費4,752万円を増額計上、都市再生整備事業費5億5,468万3,000円を減額計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号令和2年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算については、歳入歳出補正予算の規模は2万6,000円の減額計上であります。歳入において、繰越金2万

6,000円を減額計上し、歳出においては、住宅新築資金等職員人件費2万6,000円を減額計上するものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号令和2年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算については、歳入歳出補正予算の規模は164万2,000円の減額計上であります。歳入において、一般会計繰入金164万2,000円を減額計上し、歳出において、処理場維持管理費164万2,000円を減額計上するものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号令和2年度南国市水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的収入及び支出において、水道事業収益を200万円減額し、事業費用を400万円増額するものであります。資本的収入及び支出においては、資本的収入を4,680万円、資本的支出を7,600万円減額するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号令和2年度南国市下水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的収入及び支出において、下水道事業収益を355万9,000円、下水道事業費用を274万2,000円増額するものであります。資本的支出においては、負担金の増により流域下水道建設費を212万6,000円増額するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号令和3年度南国市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第11款災害復旧費について、歳出の主なものとして、労働費関係では、労働金庫及び高知勤労者福祉サービスセンター預託金1,800万円を計上し、農林水産業費関係では、農業振興育成補助金等事業費1億7,101万4,000円、畜産振興育成補助金等事業費7,596万2,000円、市単独土地改良事業費7,015万8,000円、多面的機能支払交付金事業費9,386万5,000円、農地耕作条件改善事業費1億3,340万円、市有林保育事業費7,339万9,000円及び農業集落排水事業特別会計繰出金1億2,659万7,000円を計上し、商工費関係では、商工振興費5,271万2,000円、ものづくりサポートセンター管理運営業務等委託料を含むものづくりサポートセンター関連事業費4,364万9,000円、観光費4,562万円を計上し、土木費関係では、道路維持費1億540万円、市単独道路新設改良事業費6,670万円、道路に係る社会資本整備総合交付金事業費1億2,900万円、橋梁等の長寿命化に係る道路更新防災等対策事業費1億7,580万円、土地区画整理事業費3億1,885万7,000円、都市再生整備事業費12億239万円及び下水道事業会計繰出金2億2,389万8,000円を計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

なお、一部反対の意見があったことを申し添えます。

次に、議案第11号令和3年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ1,189万9,000円であり、県支出金5,000円、諸収入2万1,000円及び繰越金1,187万3,000円を計上、歳出では、人件費を含む貸付事業費1,189万9,000円を計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号令和3年度南国市農業集落排水事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ1億5,935万9,000円であり、歳入では、受益者分担金及び使用料等の収入3,276万2,000円並びに一般会計からの繰入金1億2,659万7,000円を計上し、歳出では、主なものとして浜改田、久礼田及び国府処理場の維持管理費2,515万6,000円、公債費1億1,549万5,000円を計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号令和3年度南国市企業団地造成事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ5,804万2,000円であり、歳入では、県支出金1,545万円、一般会計からの繰入金619万2,000円及び市債3,640万円を計上し、歳出では、工業団地造成事業費5,185万円及び公債費619万2,000円を計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号令和3年度南国市水道事業会計予算について、収益的収支では、収入7億3,495万8,000円、支出6億4,032万3,000円とし、建設改良事業に伴う資本的収支では、収入3億2,630万円、支出7億329万8,000円を予定しており、不足する額3億7,699万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金2億2,261万6,000円、当年度分消費税資本的収支調整額4,002万9,000円及び減債積立金1億1,435万3,000円で補填するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号令和3年度南国市下水道事業会計予算について、収益的収支では収入5億1,406万9,000円、支出5億996万9,000円であり、建設事業に伴う資本的収支では、収入6億1,470万1,000円、支出7億7,155万5,000円であります。不足する額1億5,685万4,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,950万3,000円、減債積立金1,107万9,000円、過年度分損益勘定留保資金1億2,627万2,000円で補填するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号南国市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、高知県から南国市水道事業に係る事業計画の変更の認可を受けたことに伴い、給水計画人口及

び1日最大給水量を変更するため、本条例の一部を改正するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号南国市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例については、市営住宅の入居に関し、身寄りのない単身高齢者が増加していること等を鑑み、入居手続において連帯保証人を定めることを不要とするため、本条例の一部を改正するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号市道の廃止については、東部自動車道側道2号線及び伊都多線は、道路台帳の補正に係る重用区間の整理に伴い、起点の変更が必要であることから、一度廃止するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号市道の認定については、議案第31号の道路の起点を変更し再度市道として認定するものと、建築基準法第42条第1項第5号に規定する整備された道路を市道田部3号線として認定するものであります。去る16日に現地調査を担当課長立会いのもとで行い、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号及び議案第34号普通財産の無償貸付けについては、株式会社南国オフィスパークセンターに対して、高知県と共有する土地及び本市が所有する土地を無償で貸し付けておりますが、ともに令和3年3月31日で貸付期間が満了することに伴い、企業誘致や創業支援の分野で公共性を有する事業を行っていることから、同センターの健全な運営のため、引き続き令和3年4月1日から2年間の無償貸付けを行うものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、いずれも原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号（仮称）南国日章工業団地の共同開発に係る団地整備業務（その2）委託契約の変更については、高知県に委託し進めている（仮称）南国日章工業団地事業の本体造成工事及び市道・管理道路工事について、一部の施工の取り止めによる事業費の減額に伴い、委託金額を減額する変更契約を締結することから、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（土居恒夫） 教育民生常任副委員長中山研心議員。

＊

令和3年3月18日

南国市議会議長 土居恒夫様

教育民生常任委員長

神崎隆代

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第1号	令和2年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第5号	令和2年度南国市国民健康保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第6号	令和2年度南国市介護保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第7号	令和2年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第10号	令和3年度南国市一般会計予算 第1条歳入歳出予算 歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第14号	令和3年度南国市国民健康保険特別会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第15号	令和3年度南国市介護保険特別会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第17号	令和3年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第20号	南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及	原案を可決	適当と認める

	び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	すべきもの	
第21号	南国市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第22号	南国市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第23号	南国市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第24号	南国市介護保険条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第25号	南国市国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第30号	南国市立スポーツ施設の指定管理者の指定について	原案を可決 すべきもの	適当と認める

*

〔13番 中山研心議員自席〕

○13番（中山研心） 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第5号から議案第7号まで、議案第10号、議案第14号、議案第15号、議案第17号、議案第20号から議案第25号まで、議案第30号の以上15件であります。

去る3月18日、三木副市長を初め、関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下順次、御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和2年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。

民生費関係で主なものは、障害者自立支援給付事業費2,087万9,000円を増額計上し、児童福祉施設建設補助金等事業費5,710万4,000円を減額計上したものです。

教育費関係で主なものは、小中学校管理費1億5,719万8,000円を増額計上し、公民館管理費4,029万7,000円を減額計上したもので、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号令和2年度南国市国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、35万4,000円の減額計上であり、歳入の主なものは、県支出金971万4,000円及び諸収入278万3,000円を増額計上し、基金繰入金1,206万3,000円を減額計上したものです。歳出の主なものは、保険給付費149万7,000円等を増額計上し、保健衛生普及費107万3,000円等を減額計上したもので、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号令和2年度南国市介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、3,840万円の減額計上であります。歳入の主なものは、支払基金交付金729万円、県支出金347万5,000円、一般会計繰入金313万1,000円等を増額計上し、国庫支出金3,735万7,000円及び基金繰入金1,495万4,000円を減額計上し、歳出の主なものは、保険給付費2,700万円を増額計上し、基金積立金6,515万6,000円を減額計上したもので、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号令和2年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、2,672万7,000円を増額計上であります。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料2,702万円等を増額計上し、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金2,683万2,000円を増額計上したもので、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号令和3年度南国市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。

民生費関係で主なものは、障害者自立支援給付事業費11億8,954万5,000円、後期高齢者医療関連事業費7億3,611万5,000円、繰出金として国民健康保険特別会計繰出金5億2,020万2,000円、介護保険特別会計繰出金7億3,515万9,000円、後期高齢者医療保険特別会計繰出金1億9,791万2,000円、児童扶養手当費2億5,223万6,000円、児童手当費7億1,942万9,000円、民営保育所等費11億1,899万7,000円、認定こども園事業費3億7,396万7,000円、乳幼児等医療費助成事業費1億8,831万1,000円、公立保育所費5億4,053万9,000円、生活保護扶助費17億

200万円を計上しております。

衛生費関係で主なものは、公的病院運営助成金6,371万3,000円、予防接種委託料を含む保健衛生予防費1億2,915万3,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費1億7,231万4,000円、妊婦・乳児健康診査事業費4,261万9,000円、合併処理浄化槽設置整備事業費2,637万6,000円、香南清掃組合負担金及びごみ収集等委託料を含む塵芥処理関係事業費5億1,082万9,000円、最終処分場関係一般管理費7,997万4,000円、し尿処理施設運営事業費2億2,895万3,000円を計上しております。

教育費関係で主なものは、南国市アクションプラン事業費2,141万5,000円、公民館管理費3,193万5,000円、国営圃場整備事業に係る遺跡発掘調査等事業費6,326万8,000円、瓶岩地区橋梁建築工事費を含む体育施設管理運営費1億8,673万6,000円、給食費の公会計化に係る給食一般管理費2億7,271万5,000円、給食センター運営事業費7,305万円を計上したもので、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号令和3年度南国市国民健康保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ58億6,335万3,000円で、前年度に比べ4,471万7,000円の減額予算となっております。

歳入では、国民健康保険税8億7,903万6,000円、県支出金43億4,631万9,000円、諸収入等1,770万6,000円、一般会計等からの繰入金6億2,029万2,000円を計上しております。歳出では、職員人件費を含む総務費7,579万9,000円、保険給付費42億6,140万9,000円、国民健康保険事業費納付金14億7,654万3,000円、保健事業費4,625万9,000円等を計上したものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号令和3年度南国市介護保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ45億8,175万1,000円で、前年度に比べ2億1,282万5,000円の増額予算となっております。

歳入では、第1号被保険者の保険料8億5,193万6,000円、国庫支出金11億2,118万3,000円、支払基金交付金11億8,813万6,000円、県支出金6億4,517万1,000円、一般会計等からの繰入金7億7,515万9,000円等を計上しました。

歳出では、職員の人件費を含む総務費1億347万6,000円、保険給付費42億6,350万円、職員の人件費を含む地域支援事業費2億374万8,000円等を計上したもので、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号令和3年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算につきましては、予算

総額は、歳入歳出それぞれ7億3,508万6,000円で、前年度に比べ897万4,000円の増額予算となっております。

歳入では、後期高齢者医療保険料5億3,596万9,000円、一般会計からの繰入金1億9,791万2,000円等を計上し、歳出では職員の人件費を含む総務費2,147万2,000円、後期高齢者医療広域連合納付金7億1,246万4,000円等を計上したもので、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されることに伴い、関連する条例の一部を改正するものであります。主な改正の内容は、業務継続に向けた取組、感染症対策及びハラスメント対策の強化、高齢者虐待防止の推進、会議等におけるICTの活用等に関する規定の追加であり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号南国市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、議案第20号と同様、関連する条例の一部を改正するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号南国市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、議案第20号と同様、関連する条例の一部を改正するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号南国市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきましては、議案第20号と同様、関連する条例の一部を改正するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号南国市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、令和3年度から3か年とする第8期南国市介護保険事業計画の策定及び介護保険法施行令が改正されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。改正の内容は、当該計画期間における保険料率を定めること、平成30年度及び令和2年度の税制改正に伴う介護保険料、利用者負担割合等への意図せざる影響、不利益等の発生を防ぐための規定を整備することであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号南国市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「新型コロナウイルス感染症」の定義を改めることから、本条例の一部を改正するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第30号南国市立スポーツ施設の指定管理者の指定についてにつきましては、南国市立スポーツ施設条例第3条第2項の規定により、南国市立スポーツ施設の管理を「特定非営利活動法人まほろばクラブ南国」に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしく願います。

○議長（土居恒夫） これにて委員長の報告は終わりました。

—————*—————

○議長（土居恒夫） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 委員長報告に対する質疑を終結いたします。

—————*—————

○議長（土居恒夫） これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。20番福田佐和子議員。

〔20番 福田佐和子議員登壇〕

○20番（福田佐和子） 議案第10号令和3年度南国市一般会計予算について、反対の立場から討論をします。

本予算には、中学校卒業までの医療費無料化をはじめ、各課が市民要望に応える予算も多く継続して反映されておりますけれども、一方では国の進める市民にとって大変危険な施策がそのまま予算化されており、反対します。

第2款総務費、一般管理費は、前年度より1億8,400万円の増で9億2,200万円に、内訳は電子自治体推進事業費2億9,900万円のうち情報機器等更新委託料1億5,000万円、電算システム賃借料4,800万円などが計上されております。予算額9億2,200万円の財源内訳は、国県負担金534万円、一般財源7億6,700万円、地方債1億1,200万円となっており、交付税措置があった

としても市負担の重い事業です。交付税対応になれば、その分ほかへの影響も出るのではと心配をしております。

予算審査の中で、これらの事業は市職員の知識ではできないとの説明がありましたけれども、地方自治の本旨は、市長をはじめ職員の皆さんが市民と共に実行し、積み上げるものだと思います。市民の福祉の増進ではなく、国の言いなりの予算と言わざるを得ません。昔から三割自治と言われる自由度の少ない地方行政の中で実行すべきは、逆に国や県を動かし市民の要望を実現させることではないでしょうか。国事業の選択はできないという答弁でしたけれども、ならば今問題になっている情報流出など、市民の不安を先に取り除くべきだったのではないかと思います。

先進的な機器は災害時や今回の感染症による自粛、あるいは障害のある方への利活用は必要なものであり、大いに推進し、誰もが不自由なく利用できるようにすることは急がれると思います。しかし、国事業は選べない、利便性と効率化の答弁では、市民がそのために支払わなければならない代償については全く認識をされていないと受け止めました。

戸籍、マイナンバーに加え、今年年金、国保の窓口まで委託し、市民の重要な情報の扱いが変わります。市はこれまでも、人生初めの社会保障である公的保育を民営化し、市費を削減してきました。市民の皆さんに対し、公的に責任を持つ市の役割が次々否定をされています。

デジタル行政など国の事業には、関連する企業も加わり策定していることも既に明らかになっており、無条件で受け入れることは許されないことだと思います。市長会、知事会と共に市の責任者として声を上げるべきではなかったでしょうか。

今、国会で審議されているデジタル関連法案は、それぞれの自治体が市民と共に積み上げてきた独自の取組をやめさせ、児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、国保、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援など、17の業務を標準化するというものです。市長の役割、職員の役割を考えれば、自治権の侵害は明白です。国と自治体の個人情報統合し、企業が自由に利活用するためのものであることをしっかりと認識しなければ、市民を守ることはできないと思います。地方自治の役割を自ら否定する予算であり、反対をいたします。

また、本予算には長引くコロナ自粛の中の市民への具体的な支援策がありません。ワクチン接種事業しか計上されておりません。コロナ自粛が1年を超え、いろいろな支援策を使い果たし、困っている方が多いのが現状です。この現状の中、予算化されていないのは非常に残念で

もありますし、納得もいきません。条件の厳しい国や県の事業ではなく、市の持続化給付金や新たな支援事業で息がつけたとの声をたくさんお聞きをいたしました。ただ、いつまで続くかわからないこの不安な状況の中で、使いやすい支援をとの声も多いのが実情です。市民に対して安心してもらえる施策がなかったのか、優先順位が違うのではないかと思います。今後も引き続きコロナ禍の市民の状況を丁寧に確認しながら、必要な支援をすることを強く求めます。

昨日は雨の中、ものづくりサポートセンターがオープンしました。新聞では2,800人が満喫したとあります。総事業費15億円の施設に、関連事業費予算は4,300万円、今後管理運営費として毎年2,600万円が指定管理者の海洋堂に支払われることとなります。遊ぶ、寝る、食べるを一部屋で毎日保育している子供たち、この子供たちも見に来るのかと考えると、非常に複雑な思いで晴れがましい御挨拶を聞きました。今後はこの施設が本来の目的である地域活性化へのスタートとなり、市民の皆さんに満足していただけるように、しっかりと公の市としての責任を果たし、市民の願いに応えられるよう強く要望して討論を終わります。以上です。

○議長（土居恒夫） 1番杉本理議員。

〔1番 杉本 理議員登壇〕

○1番（杉本 理） 日本共産党の杉本理です。

議案第30号南国市立スポーツ施設の指定管理者の指定についての賛成討論を行います。

この議案は、南国市立スポーツセンターをはじめとする市内のスポーツ施設の管理をNPO法人まほろばクラブ南国に3年間お願いするものです。

先日の私の質疑にお答えいただきましたとおり、またこの間の実績を考えても当該法人にお願いすべきと思いますが、幾つかの点を述べておきたいと思います。

まず、一般質問でも出ておりましたが、平成22年に総務省自治行政局長が出した連絡文書、指定管理者制度の運用についてに沿った運用が大事かと思えます。その文書では、8点にわたり知事及び市町村長に助言をしておりますが、その1点目と2点目が特に重要かと思えます。

1点目は、指定管理者制度については公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、必要があると認められるときに活用できる制度であるとされております。

2点目は、この制度は公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであることとあります。

こういった見地からしますと、指定管理者に出せば直営よりも安価だし職員の定数管理上も好都合だからお願いしよう、そういう理屈ではなく、なぜ直営ではなく指定管理者のお願いを

するのか、またお願いしている期間中も評価をしっかりと行って、市がお願いしている目的が達成されているのかを検証をし続ける必要があるかと思えます。

まほろばクラブ南国は、平成23年の設立以来、笑顔あふれる生涯スポーツの充実のため、またクラブを通じての健康づくり、仲間づくり、まちづくりに尽力されてきました。みんなで楽しく体を動かせば仲間と話がしたくなる、話をすればお互いの気持ちに寄り添うようになる。それとは真逆に、先日東京オリンピックにおいて女性タレントを豚として扱う企画案が大問題になりましたが、このクラブが行おうとしていることはそれとは全く異なる人間関係の構築であり、そういうまちづくりかと思えます。

今回、再度指定管理者として指定してからも、全てを指定管理者に任せるのではなく、クラブと行政が二人三脚で取り組んでいただくようお願いするものです。

なお、討論の最後に、スポーツ施設を含む公共施設等総合管理計画について述べておきます。

全国の公共スポーツ施設は、1996年の6万5,528か所をピークとして減少を続けています。身近な場所でスポーツをする権利がどんどん奪われていることになります。そして、この状況を悪化させているのが総務省の施策です。2014年に出され、2018年に改定された公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針では、公共スポーツ施設をはじめとする施設の統廃合や縮減が求められています。スポーツ庁もそれを受けてガイドラインを公表しましたが、総務省の計画を追認するようなものになっており、スポーツ施設の維持、改善、改廃が中心となっており、新規整備は代替施設を活用しても不足する場合に限られています。スマートシティー構想とも当然絡んでくることになりますが、中心地から離れた地域の公共スポーツ施設は統廃合、縮減の対象となることは間違いなく、そうした地域の住民は身近で定期的にスポーツをすることが困難になってきます。

本市においても公共施設の管理計画について検討しているかと思えますが、生涯学習課及び財政課におかれましては、どの地域に住んでいてもスポーツができる権利をしっかりと守り、利用者、地域の方々の声に耳を傾けた計画の策定をしていただくようお願いをして、討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土居恒夫） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 討論を終結いたします。

＊

○議長（土居恒夫） これより採決に入ります。

まず、議案第1号から議案第9号まで、以上9件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第9号まで、以上9件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居恒夫） 起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号から議案第19号まで、以上9件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号から議案第19号まで、以上9件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号から議案第29号まで、以上10件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第29号まで、以上10件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号から議案第38号まで及び議案第41号、議案第42号、以上11件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号から議案第38号まで及び議案第41号、議案第42号、以上11件はいずれも原案のとおり可決されました。

—————*—————

承認要求書

○議長（土居恒夫） 日程第41、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されて

おります。

＊

承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

記

1. 事項 本委員会の所管に属する事項
1. 目的 所管事項の把握
1. 方法 委員会開催・調査のための視察等
1. 期間 調査終了まで

令和3年3月22日

南国市議会議長 土居恒夫様

総務常任委員長 西山明彦

産業建設常任委員長 西本良平

教育民生常任委員長 神崎隆代

議会運営委員長 前田学浩

＊

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって承認することに決しました。

＊

議員派遣の件

○議長（土居恒夫） 日程第42、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきまして、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとおり派遣することに決しました。

—————*—————

○議長（土居恒夫） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生ずる場合には、議長に一任をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

議発第1号から議発第3号まで

○議長（土居恒夫） ただいま議発第1号から議発第3号まで、以上3件の意見書等が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

—————*—————

議発第1号

南国市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年3月22日提出

提出者	南国市議会議員	前田学浩
賛成者	〃	植田豊
〃	〃	中山研心
〃	〃	浜田憲雄
〃	〃	神崎隆代
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	西山明彦

賛成者	南国市議会議員	村田敦子
〃	〃	土居篤男
〃	〃	岡崎純男

南国市議会議長 土居恒夫様

.....

議発第1号

南国市議会会議規則の一部を改正する規則

南国市議会会議規則（昭和42年南国市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第84条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第132条第1項中「、請願者の」を「及び請願者の」に改め、「及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）」を削り、「押印」を「署名又は記名押印」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「請願」を「前2項の請願」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

-----*

議発第2号

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年3月22日提出

提出者	南国市議会議員	中山 研 心
賛成者	〃	浜 田 和 子
〃	〃	神 崎 隆 代
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	野 村 新 作
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	岩 松 永 治
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	杉 本 理
〃	〃	土 居 篤 男
〃	〃	福 田 佐和子
〃	〃	村 田 敦 子

南国市議会議長 土 居 恒 夫 様

.....

議発第2号

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

近年、女性の就業者数が増加し、結婚後も仕事を続ける女性が大半となっています。日本の民法（第750条）では、結婚にあたって、夫婦いずれかの姓を名乗ることとしていますが、実際には、女性の96%が結婚に伴い姓を変更しています。

こうした中で、結婚前の姓を引き続き使えないことが結婚後の生活の支障になっているとの声もあります。旧姓の通称使用の運用は拡充されつつありますが、本来的な問題解決には至っていません。

国際社会において、夫婦が同じ姓を名乗ることを法律で義務付けている国は、日本以外には見当たりません。女性差別撤廃委員会の総括所見においては、平成15（2003）年以降、繰り返し現行の制度について懸念が表明されています。こうした国際的な視点を踏まえた制度導入が必要です。

家族形態の変化や生活様式の多様化も進む中、国民の意識の動向にも変化が見られます。内閣府の2017年の世論調査では、選択的夫婦別姓制度導入に伴う民法改正に賛成（42%）が反対（29%）を上回っています。60歳未満の成人男女7,000人を対象にした民間調査でも、制度に理解を示す人は7割に達しています。

国民の間には、家制度への考え方や家族観による意見の違いはあります。しかし、選択的夫婦別姓制度は夫婦同姓を選ぶ人の権利も保障しています。国民それぞれの思いを叶える選択肢が必要です。

我が国では、少子化の急激な進行により、一人っ子が多いなど、姓の問題で結婚をためらう人もあるとの声がある中で、若い世代が将来に展望を持ち、希望を実現できる社会にしていけるために、様々な課題に正面から立ち向かう必要があります。

国民の多様な声を真摯に受け止め、国連のSDGsが提唱する「誰一人取り残さない」社会の実現に向けても制度導入が求められています。

よって、国及び政府におかれては、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月22日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 様
参 議 院 議 長 山 東 昭 子 様

内閣総理大臣 菅 義 偉 様
総務大臣 武 田 良 太 様
法務大臣 上 川 陽 子 様

—*—

議発第3号

税制の公平化を進め、国民の暮らしを守り、地域経済を立て直すことを
求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年3月22日提出

提出者	南国市議会議員	福 田 佐和子
賛成者	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	杉 本 理
〃	〃	土 居 篤 男
〃	〃	村 田 敦 子

南国市議会議長 土 居 恒 夫 様

.....
議発第3号

税制の公平化を進め、国民の暮らしを守り、地域経済を立て直すことを
求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、日本と高知県の経済に重大な影響を及ぼしています。とりわけ、中小事業者は、コロナ危機での自粛の影響をもろに受け、消費税増税による売上げの減少も加わり、その多くがこのまま事業を続けられるかどうかの瀬戸際に立たされています。

「2020年、県内で休廃業・解散した企業は前年比で64件増の321件。集計を始めた2000年以降最多。『先行き不安 あきらめか』の大見出し（1月26日付高知新聞）」などの深刻な実態が続いています。コロナ危機から暮らしを守り、日本経済、高知県経済を立て直すために、今

知恵と力を尽くす時です。

自粛と補償をセットにした強力な支援策を強めるとともに、税制という面では所得、資産、法人、消費の各分野における総合的な税制の公平化が求められます。すなわち、消費税の減税、社会保険料負担軽減などによる低所得者対策、一方、富裕層と大企業に対する行き過ぎた減税などの見直しです。

税制の公平とともに、暮らしと営業、地域経済を守る上で有効な景気対策の一つに消費税の減税があります。それは、効果が全ての国民に満遍なく、直ちに行き渡るものですし、一旦税率を下げればその効果が先々まで続くものとなり、長引くコロナ危機への対応で有効な手段の一つとなります。すでに諸外国では、期限付きを含め50か国・地域で消費税（付加価値税）減税に踏み出し、効果を上げています。

政府に対し、税制の公平化を進めることと、それを通じて国民の暮らしを守り、地域経済を立て直す強力な施策を実施していただくことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月22日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	菅	義 偉 様
総 務 大 臣	武 田	良 太 様
財 務 大 臣	麻 生	太 郎 様

＊

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。この際、以上3件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

＊

○議長（土居恒夫） この際、議発第1号及び議発第2号、以上2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました2件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（土居恒夫） これより採決に入ります。

議発第1号、議発第2号、以上2件を一括採決いたします。以上2件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号、議発第2号、以上2件は原案のとおり可決されました。

—————*—————

○議長（土居恒夫） 次に、議発第3号を議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（土居恒夫） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。15番村田敦子議員。

〔15番 村田敦子議員登壇〕

○15番（村田敦子） 私は、議発第3号税制の公平化を進め、国民の暮らしを守り、地域経済を立て直すことを求める意見書の賛成討論を行います。

民主主義では、税の公平性が基本です。それぞれの能力に応じ払える税額が決められる応能負担が原則です。社会保障の財源にするということで導入された消費税は、32年間で447兆円となりましたが、その期間に大企業、富裕層への法人3税減税が326兆円、所得税、住民税減税が287兆円ということで、実質は大企業、富裕層の減税の穴埋めとなっています。社会保障への国民負担は増え続け、給付やサービスは削減され続けています。消費税の恩恵を受けられる大企業、富裕層とは異なり、中小零細業者に消費税増税は重く、さらにコロナ禍による業績不振で、2020年度、県内の休廃業・解散した企業は、前年比64件増の321件で、集計を始めた2000年以降最多となっています。

消費税減税は全ての国民に行き渡り、中小零細業者の負担軽減で商業継続を後押しするものです。資力の違いによる負担度が大きい消費税の減税で、税制の公平化が進められるように、

同僚議員の皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（土居恒夫） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（土居恒夫） これより採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居恒夫） 起立少数であります。よって、議発第3号は否決されました。

—————*—————

○議長（土居恒夫） この際、この3月末をもって、退職される管理職の方に御挨拶をいただきたく許可いたしますので、御挨拶を願います。土橋保健福祉センター所長。

〔土橋 愛保健福祉センター所長登壇〕

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 退職に当たりまして、御挨拶の機会をいただき、誠にありがとうございます。

私は、昭和58年4月に採用になり、38年間勤務いたしました。その職員生活の大半を農林水産課の前身である産業経済課と農業委員会事務局で勤務し、多くの農業者の方と知り合うことができました。当時は、岩村や植田の土地改良区の組合員さんが県営圃場整備事業に取り組んでおりました。役員さんが地域の意見を取りまとめたり、地域を引っ張っていく苦労を目の当たりにし、頭が下がる思いでした。

令和2年12月には、高知南国土地改良区が設立され、今後10年をかけて526ヘクタールの区画整備に取りかかります。当時の苦労を知っている者にとりましては、この計画を初めて聞いたときは夢のような話だと驚きましたが、今は実現したんだという思いでいっぱいです。この国営圃場整備事業を直接担当することはありませんでしたが、職員として38年間で一番うれしかったことです。

また、退職の数か月前になり、新型コロナウイルスワクチン接種事業を構築しなければならなくなったときは茫然としましたが、職場の同僚や関係者の方に快く協力していただき、4月24日にはワクチン接種を開始できるようになりました。この事業は新しい所長に引き継ぎますが、希望する方が安心して接種できるようにという思いも併せて伝えたいと思います。

振り返りますと、職員生活は議員の皆様、職場の同僚や後輩、活動を共にした市民の皆様の

温かい支援に支えられておりました。多くの方に感謝しつつ、今後の南国市の発展と皆様の御多幸をお祈りいたしまして、退職の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

—————*—————

○議長（土居恒夫） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第420回南国市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前11時7分 閉会